

湯河原町立学校給食共同調理場条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 11 日

湯河原町教育委員会教育長 石井 朝方

湯河原町教育委員会規則第 3 号

湯河原町立学校給食共同調理場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湯河原町立学校給食共同調理場条例（令和 7 年湯河原町条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第 2 条 湯河原町立学校給食共同調理場（以下、「共同調理場」という。）の所管区分は、次のとおりとする。

名称	所管
湯河原町立湯河原小学校共同調理場	湯河原町立湯河原小学校 湯河原町立湯河原中学校

(業務)

第 3 条 共同調理場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の献立作成に関すること。
- (2) 学校給食用物資の調達、検収及び管理に関すること。
- (3) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (4) 給食指導に関すること。
- (5) 給食設備及び施設の衛生管理に関すること。
- (6) 食器等の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (7) 調理器具等の点検及び管理に関すること。
- (8) その他共同調理場の運営に関すること。

2 教育委員会は、必要があるときは、前項に規定する業務の一部を的確に遂行できると認められるものに委託することができる。

(職員)

第 4 条 条例第 3 条に規定するその他必要な職員は、栄養教諭又は学校栄養職員及び共同調理場の運営に必要な職員とする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。